

五農第324027号
令和7年2月21日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

五城目町長 渡邊 彦兵衛

市町村名 (市町村コード)	五城目町 (05-361)
地域名 (地域内農業集落名)	馬場目地区 (帝釈寺・町村・蓬内台・寺庭・中村・小野台平ノ下・水沢・恋地・坊井地・杉沢・合地)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中心経営体を含む農業者全体の高齢化が進み、担い手不足と耕作放棄地の拡大が懸念される。
- ・地域農業を維持していくため、早急に後継者の確保・育成を進める必要がある。
- ・農業者以外の地域住民を含め、地域全体で農地を維持管理していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

新たな担い手を確保・育成に努めるとともに、多面的機能支払交付金制度の活用により、引き続き地域と担い手が一体となって農地を維持管理していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	439.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	439.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・リタイヤ等による農地の貸付け希望が出てきた場合は、受け手の状況を見ながら集約を進める。受け手不在の農用地については、多面的機能支払交付金制度を活用し地域ぐるみでの維持管理を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域内の農業を担う者が病気やけが等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全や新たな受け手への再配分ができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

各種補助金を活用し、水路の改修等を行い、営農環境の整備に努める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農希望者があれば、積極的に地域の担い手として確保する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業委託の活用予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 近年、鳥獣被害が増加していることから被害対策に取り組んでいく。
- ⑦ 多面的機能支払交付金制度の活用による地域資源の保全管理していく。
- ⑧ 担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。